（新制度）児童手当手続き確認用フローチャート

柏市から児童手当または特例給付を受給していますか

はい

監護し，生計同一または維持している子が３人以上いますか

※子ども：22歳に達した後最初の３月31日（22歳年度末）までの子

はい

その中に大学生相当の年齢の子※がいますか

※大学生相当：高校卒業の年齢から22歳年度末までの子
※在学の有無は問いません。

はい

「監護相当・生計費の負担についての確認書※」の提出が必要です。
※8月末にご案内を発送します。用紙をダウンロード等してご提出ください。
※受付開始：令和６年８月30日（金）

※大学生相当の年齢の子について，日常生活上の世話，必要な保護及び経済的な負担をしていることを確認するためのものです。

いいえ

いいえ

手続き不要です。８月末に発送する継続通知を確認してください。

いいえ

公務員又は他市区町村から受給していますか

はい

柏市でのお手続きは不要です。勤務先・受給先に確認してください

いいえ

高校生相当の年齢までの子を監護していますか

はい

「新規認定請求書」の提出が必要です。児童の主たる生計維持者のかたがご申請ください。
※柏市に18歳年度末までの児童がいる世帯あてに８月１日に申請書を発送します。
※他市に住民登録している児童を養育しているかた等は，申請書をダウンロードするかこども福祉課にご連絡ください。
※受付開始：令和６年８月１日（木）

いいえ

手続き不要です。

児童手当の支給対象ではありません。